

# 第14回さいたま市環境影響評価技術審議会

## 次 第

日時 平成22年11月5日(金)  
午後2時～午後4時30分  
会場 ラフレさいたま 5階 桃

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 出席者紹介

### 4 議 事

#### (1) 事業概要及び準備書説明

#### (2) 委員会意見報告

#### (3) 審 議

#### (4) その他

### 5 閉 会

#### < 会議資料一覧 >

さいたま市新クリーンセンター整備事業 環境影響評価準備書  
(概要版、本編、資料編)

猛禽類調査結果

保全すべき植物種に係る環境保全措置計画書

資料1 出席者名簿及び座席図

資料2 事業概要及び環境影響評価の現状

資料3 縦覧における市民意見、公聴会における公述人の意見

資料4 さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿

さいたま市新クリーンセンター整備事業 委員会 委員名簿

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第4期）

任期：平成21年7月8日～平成23年7月7日まで

	氏名	職名	専門分野	担当項目	備考
1	かつの たけひこ 勝野 武彦	日本大学 教授	造園学	生態系、リハビリテーション	欠席
2	かわい まき 川合 真紀	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	分子細胞生物学	植物	欠席
3	かわかみ ひでじ 川上 英二	埼玉大学 地圏科学研究センター 教授	生産基盤科学	地象、水象、地盤沈下、安全	
4	かわむら きよし 河村 清史	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境工学	水質、廃棄物等	欠席
5	くぼ た ひさし 久保田 尚	埼玉大学大学院 教授	建設工学	都市交通、都市計画、 地域交通、コミュニティ	欠席
6	こまつ としこ 小松 登志子	埼玉大学大学院 教授	環境工学	水質、土壤環境	欠席
7	さかもと かずひこ 坂本 和彦	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境制御工学	大気	会長
8	しのざき みちひこ 篠崎 道彦	芝浦工業大学 教授	都市設計	景観、日照障害	欠席
9	すみひろ しょうぞう 住広 尚三	芝浦工業大学 名誉教授	通信工学	電波障害	
10	ちば ももこ 千葉 百子	国際医療福祉大学大学院 特任教授	公衆衛生	大気、有害化学物質、 水質	
11	はまの ちかやす 濱野 周泰	東京農業大学 教授	造園樹木学	植物	
12	まちだ たけお 町田 武生	埼玉大学 名誉教授	生体制御学	動物、自然とのふれあいの場	副会長
13	やすおか まさひと 安岡 正人	東京大学 名誉教授	環境工学	騒音、振動	
14	わたなべ いくお 渡辺 征夫	埼玉工業大学工学部 非常勤講師	環境化学・計測	大気、土壌、悪臭、廃棄物等、 温室効果ガス等	

名簿は、五十音順

**さいたま市新クリーンセンター整備事業  
事業概要及び環境影響評価手続の状況**

平成22年11月現在

対象事業名	さいたま市新クリーンセンター整備事業		
根拠法令	市条例		
都市計画特例の適用	あり		
都市計画決定権者の名称	さいたま市（都市局都市計画部都市計画課）		
事業の種類	廃棄物処理施設の建設		
実施場所	さいたま市桜区新開4丁目1-1外		
事業規模	処理方式: ガス化溶融方式 処理能力: 約380t/日 対象事業実施区域の面積: 約60,800 m <sup>2</sup>		
関係市	戸田市、朝霞市、志木市及び富士見市		
手 続 状 況	調 査 計 画 書	調査計画書受理	平成20年 1月 8日
		市長意見	平成20年 5月30日
		内容変更に係る 調査計画書受理	平成20年 8月27日
		市長意見	平成21年 1月23日
	準 備 書	準備書受理	平成22年 5月10日
		準備書縦覧	” 5月17日～ 6月17日
		意見書提出期間	” 5月17日～ 7月 1日(提出数2通)
		事業者説明会	” 5月25日、27日～29日(参加者4名)
		意見書・見解書の 写しの送付	” 7月22日
		第3回委員会	” 7月14日
		公聴会	” 8月24日(公述者2名 傍聴者8名)
		第4回委員会	” 9月 7日
		技術審議会	” 11月 5日
	市長意見(期限)	平成22年11月22日	
その他			

## 第14回

# さいたま市環境影響評価技術審議会

平成22年11月5日(金)

さいたま市環境対策課

午後2時7分 開会

大熊課長 大変お待たせいたしました。ただいまから、第14回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

本日司会を務めさせていただきます環境対策課長の犬熊でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして環境局長の代田よりごあいさつを申し上げます。

代田局長 こんにちは、環境局長の代田でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから、さいたま市の環境行政につきましてご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げる次第でございます。

この環境影響評価制度につきましては、本市が目指します環境共生都市の実現に大変寄与するものというふうに考えております。この制度を通しまして、本市が目指します環境にやさしい都市づくり、まちづくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

そうした中、本日ご審議いただきます新クリーンセンター整備事業につきましては、本市の一般廃棄物の処理計画上、大変重要な施設となるものでございまして、ごみの再資源化をより一層推進する、いわばその基盤をなす事業でございます。本事業の実施に当たりましては、ただ単に施設を整備するというのではなく、今回の環境影響評価の手続によりまして、施設の建設段階から、また供用開始後にわたりまして、あらゆる面において環境に配慮した計画にしていきたいというふうに考えているところでございます。そのために、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただければ幸いと存じております。

また、今後も委員の皆様におかれましては、本市の環境行政にご協力を賜ることをお願い申し上げます。甚だ簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

大熊課長 それでは、本日ご出席いただいておりますさいたま市環境影響評価技術審議会委員の皆様をご紹介させていただきます。

会長の埼玉大学大学院教授、坂本和彦様です。

副会長の埼玉大学名誉教授、町田武生様です。

埼玉大学大学院教授、川上英二様です。

芝浦工業大学名誉教授、住広尚三様です。

国際医療福祉大学大学院特任教授、千葉百子様です。

東京農業大学教授、濱野周泰様です。

東京大学名誉教授、安岡正人様です。

埼玉工業大学非常勤講師、渡辺征夫様です。

なお、ご都合により、勝野委員、川合委員、河村委員、久保田委員、小松委員、篠崎委員の6名の方は本日はご欠席となっております。

続きまして、市の職員を紹介させていただきます。

初めに、事務局から先ほどごあいさつを申し上げました、さいたま市環境局長の代田です。

代田局長 代田です。本日は、どうもありがとうございます。

大熊課長 環境共生部長の高田です。

高田部長 高田です。よろしくお願いいたします。

大熊課長 環境対策課課長補佐、環境審査係長の武井です。

武井課長補佐 武井です。よろしくお願いいたします。

大熊課長 さいたま市新クリーンセンター整備事業の都市計画決定権者であります、さいたま市都市計画課課長補佐の土屋です。

土屋課長補佐 よろしくお願ひします。

大熊課長 新クリーンセンター整備事業の事業者であります、さいたま市新クリーンセンター建設準備室室長の岩崎です。

事業者 岩崎です。よろしくお願ひします。

大熊課長 同じく主幹の堀内です。

事業者 堀内です。よろしくお願ひします。

大熊課長 また、本事業の環境影響評価業務を請け負っておりますコンサルタント会社のパシフィックコンサルタンツ株式会社及び株式会社東和テクノロジーの担当者も出席しております。

その他の出席者のご紹介は、出席者の名簿をもちましてかえさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、本日配付いたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第がございます。会議次第の下に、本日の配付資料を一覧で記載しておりますが、さいたま市新クリーンセンター整備事業環境影響評価準備書（概要版、本編、資料編）、そして猛禽類調査結果、次に保全すべき植物種に係る環境保全措置計画書、次に資料として1、2、3、4とありますが、資料1が出席者名簿及び座席図、資料2、事業概要及

び環境影響評価の手續状況、資料3、縦覧における市民意見及び公聴会における公述人の意見、資料4、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会意見となっております。なお、猛禽類調査結果は非公開資料です。また、保全すべき植物種に係る環境保全措置計画書は委員会の追加資料です。これらの資料につきましては、市民への縦覧はしていません。

そのほか、さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿、さいたま市新クリーンセンター整備事業委員会委員名簿を配付しております。皆様、お手元の資料はおそろいでしょうか。

それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により、議長となります坂本会長に議事を進行していただきます。坂本会長、よろしく願いいたします。

坂本会長 それでは、今日は第14回の環境影響評価技術審議会ということでございますが、審議にぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の出席者数について確認をさせていただきたいと思います。事務局から報告をお願いします。

田中主任 それでは、本日の審議会は委員総数14名のうち、8名の皆様にご出席をいただいておりますので、審議会規則第3条の規定により、本審議会は成立しております。以上です。

坂本会長 ありがとうございます。それでは、議事に入りますが、その前に傍聴希望者はおいででしょうか。

田中主任 本日は、傍聴希望者は来ておりません。

坂本会長 ありがとうございます。

それでは、今日は傍聴希望者はいないということでございますけれども、まずこの会議はいつも公開ということで進められているわけでございますけれども、その審議は省略して先へ進めさせていただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、さいたま市新クリーンセンター整備事業環境影響評価準備書について、事務局から説明をお願いいたします。

武井課長補佐 それでは、準備書について事務局から説明させていただきます。失礼して、座って説明させていただきます。

その前に、資料2のほうをごらんください。手續状況を示してございます。

まず、このさいたま市新クリーンセンター整備事業につきましては、都市施設の建設ですので、都市計画事業ということで都市計画決定権者が事業者になって行う手續です。準備書につきましては平成22年5月10日に受理しております。その後、縦覧、意見書の提出を行

いまして、事業者の説明会、それから市長が直接住民の意見を聞く公聴会等を行っております。委員会を2回開催していただきまして、本日の審議会となっております。

資料3につきましては、市民から意見書によりいただいた意見、それから公聴会に出席していただいて意見を述べていただいた内容を参考として添付しております。これについては説明のほうは省略させていただきます。

準備書の説明にこれから入りますが、まずは事業課から、この事業の概要についてご説明をいたします。

事業者 先ほど、ご紹介いただきました新クリーンセンター建設準備室長の岩崎でございます。ひとつよろしくお願いたします。

それでは、座って説明させていただきます。それでは、事業の概要について、お手元の環境影響評価準備書に沿ってご説明いたします。

初めに、本事業の目的ですが、準備書の12ページをお開きください。本事業は、平成18年3月に策定した「さいたま市一般廃棄物処理基本計画」に基づき進められているもので、廃棄物処理施設の地域偏在を解消するために、市内を4ブロックに分割し、各ブロックに施設を配置することで、効率的な廃棄物処理を実現することにしております。

今回計画している新クリーンセンターは、現在施設のない南西ブロックに整備するもので、住所は桜区新開4丁目地内で、クリーンセンター西堀の旧施設跡地と隣接するグラウンド用地としております。

また、施設規模は、ごみの減量化を最大限行った後の排出予測量をもとに算出しており、本施設を整備することで再生利用量と最終処分量の数値目標を達成するものとしております。

次に、15ページをお開きください。

ここでは、事業実施区域を示しております。現況は、旧し尿処理施設、旧埋立処分場、秋ヶ瀬会館から構成されております。将来は、秋ヶ瀬会館の位置は変わりませんが、旧し尿処理施設跡地に新クリーンセンター本体を、旧埋立処分場を適正閉鎖した後、公園、多目的広場、駐車場等に利用することとしております。

18ページには事業実施区域の航空写真を示しております。

続きまして、19ページの事業の規模等をご説明いたします。

新クリーンセンターは、主に燃えるごみを焼却する熱回収施設、資源ごみの選別、梱包等を行うリサイクルセンター、環境啓発ゾーン、余熱体験ゾーンを有する管理・余熱体験施設から構成しています。



熱回収施設の処理方式は、シャフト式ガス化溶融炉で、処理能力は1炉1日当たり190トンで、2炉構成としており、延べ380トンとなります。リサイクルセンターは、燃えないごみを処理する破碎設備で、1日5時間稼働で28トン、缶、びん、ペットボトル等を選別する撰別設備で、1日5時間稼働で63トンを計画しております。

事業の実施期間につきましては、次ページに示しております。

平成23年度に旧し尿処理施設解体撤去工事、旧埋立処分場適正閉鎖に着手し、本体工事は平成24年度から着手し、試運転を平成26年度に行い、平成27年度からの供用開始を予定しております。

21ページからは、事業実施方法を示しております。

本事業は、PFI手法に基づくDBO方式で行うことにしており、設計、建設、維持管理、運営を民間事業者に一括して発注しております。本事業でのごみ処理フローとしては、資源化率の向上、最終処分率の低減を実現するために、リサイクル施設から発生した可燃残渣、不燃残渣と市内他焼却施設から発生した焼却灰、不燃残渣等も処理する計画としております。

熱回収施設での計画ごみ質を22ページに示しております。表中央の基準ごみは、水分47%、可燃分44%、灰分9%、低位発熱量8,820KJ/kgとしております。燃えるごみ中の組成割合は、表2.6-2に示しております。

24ページをお開きください。

こちらには、ごみ処理フロー図を示しております。ガス化溶融炉にごみと少量のコークスを投入し、ごみの可燃分を熱分解してガス化します。熱分解されずに残った可燃物は、コークスによって1,700から1,800度の高温で完全溶融され、スラグ、メタルとして回収し、有効利用します。また、塩化水素、硫酸化物対策として、石灰石も添加します。燃焼室で完全燃焼した熱をボイラーへ送り、発電や余熱利用等を行うことにしております。

排気ガスは、排気ガス減温装置で急冷し、ダイオキシン類の再合成を抑制します。また、バグフィルタ入口で消石灰を吹き込み、塩化水素、硫酸化物対策を行い、活性炭を吹き込むことによってダイオキシン類、水銀を吸着することにしております。バグフィルタで捕集した飛灰はキレート剤を添加して安定化させ、最終処分いたします。バクフィルタを通過した排ガスは、アンモニア水の添加、触媒によって脱硝後、煙突から排出します。

続きまして、リサイクルセンターについてご説明いたします。26ページをお開きください。

リサイクルセンターで処理するものは、表2.6-4に示すとおり、資源選別として缶、びん、ペットボトル、食品包装プラスチックとしており、処理累計は年間13,063トンになります。

破砕選別は、燃えないごみ、粗大ごみで、年間5,749トンになります。

次に、施設の概要図面を31ページから37ページに示しております。

まず、31ページは配置図です。大型建築物の熱回収施設を住宅地から遠い南西側に配置し、住宅地側の東側には道路境界から30メートル離してリサイクルセンターを配置し、敷地東側に緩衝帯となる緑地を確保いたしました。

33ページから34ページは立面図となります。33ページの南側からの立面図で示すとおり、東側住宅地に配慮し、東側を低層とした施設配置となっております。

35ページから37ページは断面図となります。プラットホームを2階レベルに設置することにより、地下掘削を低減するとともに、建物周りを盛り土することで残土の場外処分がない計画としております。

施設計画について、38ページから41ページに示しております。38ページは熱利用計画です。熱回収施設から発生した熱エネルギー、蒸気を利用して発電や余熱体験施設の熱源に利用する計画です。発電量は最大で約8,300キロワットを計画しております。

39ページは電気供給計画です。熱回収施設で発電した電力は、優先的に場内で使用いたします。給排水につきましては、給水は上水及び工業用水を使用する計画であり、排水は基本的に生活排水を下水道放流する計画です。

40ページは雨水排水計画です。雨水をリサイクルセンターの地下部分に位置する防災調整池に導水し、流出量を調整の上、敷地南側排水路に放流し、鴻沼川を経て鴨川へと合流させる計画です。

41ページは緑化計画です。公共公益施設の緑化の目標値に基づき、敷地面積の25%以上の緑地を確保する計画です。図のように、敷地の北側に公園、多目的広場、駐車場を整備する計画でございます。ごみ処理による廃棄物の減量化につきましては、熱回収施設からの埋立は飛灰のみとする計画であり、最終処分は総処理対象量の約4%程度として、最終処分量の減量化を図ってまいります。

最後になりますが、42ページに関係車両の車種及び台数を示しております。

以上で事業の概要についての説明を終了させていただきます。ありがとうございました。  
武井課長補佐 それでは、引き続きまして環境影響評価についてご説明いたします。

まず、183ページをお開きください。関係地域についてでございます。

本市の条例では、廃棄物処理施設については関係地域を3キロメートルとしております。当該地は市境でございますので、さいたま市だけではなく、富士見市、志木市、朝霞市、戸

田市、この一部分が関係地域となっております。したがって、この地域においても計画書、それからこの準備書の縦覧を行っておりますし、説明会の開催、それから各市長への意見照会等を行っております。

大変恐縮でございますが、ちょっと戻っていただきまして、影響評価には周辺環境がどういふものかというのがとても重要でございますので、18ページをごらんになっていただけますか。航空写真で、これは非常にわかりやすいと思いますので。

事業地の右手側につきましては住宅地がございます。これは、直近のブロックについては市街化調整区域ですが、住宅がたくさん建設されているという状況です。また、周囲には、写真ではちょっとわかりづらいのですが、いろいろと工場が鴨川の河川敷にも建設されています。さいたま東村山線、これは関係車両や工事用車両の動線となりますが、この両脇は準工業地域となっております。鴨川を挟んで左側に目を転じますと、秋ヶ瀬公園、さくら草公園といった比較的自然が豊かな公園がございます。真ん中に抜けているのは、これはゴルフ場です。今回の調査において、ゴルフ場や秋ヶ瀬公園でオオタカの営巣が確認されているところです。こういう地域条件を踏まえまして、環境影響評価の本論についてご説明いたします。

すみません、201ページをお開きください。

環境影響評価の要因ということになります。対象事業としては、廃棄物処理施設の建設ということになります。中ほどの表になりますが、要因の区分としては工事と存在・供用、工事については建設機械の稼働、工事用の車両の走行、工事の施行です。それから、埋立廃棄物の処理、これは先ほど事業課のほうから説明がありましたが、旧処分場、いわゆる廃棄物処理法の基準が告示される前の処分場で、素掘りの処分場に焼却灰や飛灰など、様々なものが埋め立てられております。今回、それを周囲に鉛直遮水壁、大体11メートルから15メートルぐらいの不透水層まで壁を打ち込みます。それで隔離するという工事でございます。

それから、旧し尿処理施設の解体撤去、旧し尿処理施設を解体撤去してから新クリーンセンターを建設するわけですが、この施設には飛散性のアスベストも使用されておりますし、汚泥焼却炉がありましたので、ダイオキシンの処理も必要となってきます。本来ですと、埋立処分場の閉鎖処理や解体というのは対象事業にはなりません、この環境影響評価についてはこれらも含めて工事要因として評価の対象としております。存在・供用につきましては、施設の稼働又は存在、それから関係車両の走行について評価しております。

1枚めくっていただきまして、202ページが、これはよく見ないとわからないですが、本

市の条例では評価項目として23項目掲げております。そのうち、20項目について、この準備書では予測評価しております。概要部分はそのくらいにしまして、次に各論に移ります。

まず、大気質についてですが、238ページをごらんください。あと、それから何分厚い準備書ですので、ポイント、ポイントを説明してまいりますので、お願いいたします。

238ページ、これは大気の調査地点、予測地点にもなっております。一般環境として8地点が調査予測地点です。239ページ右側になりますが、これは交通環境の調査地点です。櫃沼子供広場と田島八丁目交差点付近で大気汚染の状況を調査、予測、評価しております。

ここで、田島八丁目停留所付近につきましては、二酸化窒素が現地調査で非常に高い数値でした。それで、委員会の中でもご審議をいただいたところです。

まず、原因といたしましては、新開入口交差点の信号の影響を直に受ける場所ですので、常時、赤信号によって車が渋滞し、発進、停止を繰り返すと、そういう位置です。現地調査の地点としては、今回の地点のほかに電源を借用できる場所がないということで、この位置を調査地点としております。基本的には、評価だけをご説明していこうかと思っておりますが、ここについては現地調査の状況についても簡単にご説明いたします。

244ページをごらんください。

244ページには、二酸化窒素の現地調査結果とあります。先ほどの田島八丁目停留所というのがSt. 9になります。沿道環境のSt. 9のところの右のほうを見ていただいて、期間平均値というところですが、0.044ppmとなっております。この期間平均値というのは四季平均値、7日間連続測定 of 四季平均値です。四季平均値で0.044、これは地域特性のところにも出ておりますが、平成19年度のさいたま市の自動車排ガス測定局の年平均値が0.027ですから、それと比較して高いです。ほかの一般環境と、あるいは櫃沼子供広場と比較しても非常に高い値です。二酸化窒素の環境基準は0.04から0.06のゾーン内、またはそれ以下となっておりますので、これを環境基準と比較するために1日平均値の年間98%値に換算した場合は0.068となりますので、現況で環境基準に比較して高いという結果が出ております。

ちなみに、245ページ、右側の浮遊粒子状物質のほうの現地調査結果を見てみますと、同じくSt. 9のSPMの期間平均値のほうなぜか0.030という形で、平成19年度の自排局の平均値は0.028ですが、それと比較しても高い数値ではないということで、二酸化窒素の測定結果だけが低いという状況があります。

次に、279ページをごらんいただきます。

279ページは、工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の将来濃度の予測です。ここで、パッ

クグラウンド濃度を0.022ppmとしております。先ほどの期間平均値は0.044でした。将来濃度を予測するに当たって、四季平均値をとっている場合は現地調査の結果に工事用車両の二酸化窒素濃度を付加する方法がよく用いられます。

もう一つの予測手法として、一般環境測定局の過去の年間平均値、これをバックグラウンドにして基礎交通量と工事用車両の付加濃度を足し合わせて将来濃度を予測する、大体この2つの手法があります。

ここでは、バックグラウンド濃度として衛生研究所と、さいたま市役所局になりますが、近傍の一般環境測定局の過去5年間の年間平均値0.022ppmをバックグラウンドとして将来濃度を予測しています。そうしますと、田島八丁目停留所付近の南側ですと、0.0275とか、こういう数値になります。いずれにしても、この付加率は非常に少なくなります。さいたま東村山線は、現況で交通量が多いですから、付加率としては少なくなるという形になります。301ページには、関係車両の走行に伴う二酸化窒素の予測結果を示しております。

これから騒音とか、そのほかのものもご説明していきますが、今回は特に工事用車両と関係車両、関係車両というのはごみ収集車です。その影響を比較すると、工事用車両のほうが影響は大きいという結果になっております。これは、車両の台数自体が工事用のほうが多いですし、工事用車両の場合は大型車の通行率が高くなるので、ごみ収集車の影響よりも工事のほうが大きいという結果になっております。

それで、次が307ページからが評価結果となっております。一通り、ここでは評価結果についてご紹介していきますが、まず307ページの下を表になります。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度の評価結果で、これは日平均値の年間98%値、これが0.0579ですか、環境基準の上限値である0.06を下回るという結果です。この準備書の特徴ですが、ここで評価指標値、一番右の欄に0.04としております。先ほど申し上げましたが、二酸化窒素の環境基準は0.04から0.06のゾーン内、又はそれ以下となっております。現況で0.04以下の場合は、これを大きく上回らないよう防止に努めるということになっておりますので、この準備書では現況が0.04を下回っている場合は、評価指標として0.04、現況で0.04を超えている場合は二酸化窒素の評価指標として0.06としております。ですから、0.04を評価指標にすると、評価指標を超えてしまうという結果にもなります。

次に、その下です。建設機械の稼働に伴う粉じんの評価結果、これは評価指標値として10トンとしておりますが、工事開始後15カ月目の敷地境界南側は16.7という形で評価指標値を超過しております。ただ、この南側というのは現在のし尿処理施設の事業地内ですので、一

般環境ですと10以下になるということで、影響が少ないという結果になっております。

308ページが、し尿処理施設の解体に伴う大気質への影響ということです。アスベスト、それからダイオキシン類があります。これについては、基準を守って適正に工事を行うという形の回避・低減の観点からの予測となっております。

309ページが工事用車両の走行に伴う大気質への影響ということで、ここで窒素酸化物のところが出てくるわけですが、310ページにいただきますと、評価結果として田島八丁目停留所付近、先ほど申し上げました一般環境測定局の二酸化窒素濃度をバックグラウンドにした場合の日平均値は0.0275、これを日平均値の年間98%値に換算した場合は0.0461で、評価指標値を満足するという形になります。当然、四季平均値をバックグラウンドにして日平均値の年間98%値に換算した場合は0.0686で、現況で超えているわけですから、その小数点第3位ぐらいが影響されてくるわけですが、その場合は環境基準を超過しているという形の評価になってきます。

それから、310ページ、311ページ以降は、施設の排ガスによる影響となっております。長期的評価については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、塩化水素、ダイオキシン類、水銀、いずれについても指標値、環境基準もしくは指針値等ですが、それを大幅に下回っている形で全く問題はないという結果です。

ただし、314ページに短期高濃度の予測結果が出ております。315ページが、その将来濃度になりますが、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時において塩化水素、水銀等が指標値を超過しております。ただ、例えば水銀の指標値0.04というのは有害大気汚染物質に係る年平均値ですので、直接この1時間値の短期評価と比較することが適切かどうかということは別にしまして、この指標値と比較すると超えているということです。評価としては、非常に特異な気象条件のときに発生する状態ですので、影響は少ないという形でございます。

それから、317ページが関係車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質となっております。先ほどもお話ししましたが、工事用車両に比べると若干影響としては少なくなると思えます。

以上が、大気質のご説明です。

次に、騒音の説明をいたします。321ページをごらんください。

321ページは、騒音の調査予測地点となっております。敷地境界の2地点を含む一般環境4地点、それから沿道環境については大気質と同様の場所となっております。この調査地点、

予測地点に関して建設機械の稼働、それから工事用車両の走行、施設の稼働、これは低周波音圧レベルも入っていますが、それから関係車両の走行について予測しています。予測については、先ほど言い忘れましたが、大気質についても各調査地点での将来濃度の予測と等濃度線、それから沿道については距離減衰図で予測しております。騒音についても同じように、予測については各調査地点での将来の騒音レベルの予測、それから騒音コンター図、道路については距離減衰図で予測しております。ここも、ちょっと現地調査に特徴がありますので、この調査結果を若干ご説明いたします。

322ページをごらんください。

上の表ですね、一般環境の現地調査結果ということで、ここは市街化調整区域ですので、環境基準は昼間55デシベル、夜間45デシベルです。新開公園で環境基準を超過、それから近隣住宅及び敷地境界2で夜間については環境基準を超過しております。公園については、子供が遊んでいたりしますので、一般環境の騒音を計るには適切とは言えませんが、全般的にこの辺りは道路交通騒音の影響で環境騒音としては高いレベルにあると考えられます。

それから、下が自動車交通の現地調査結果です。田島八丁目停留所付近については、さいたま東村山線は現況で交通量が多いですので、昼間、夜間とも環境基準を超過しております。櫃沼子供広場は、現地調査ではぎりぎり環境基準適合という状況になっております。

それから、右側のページ、323ページについては低周波空気振動の現地調査の結果を載せてあります。

それで、評価になりますが、361ページをごらんください。

361ページの下の方、建設機械の稼働に伴う騒音レベルの評価結果となっております。評価指標値として85デシベルとしておりますが、これは特定建設作業の規制基準値になります。したがって、新開公園とか近隣住宅地に対しての指標値としてはなじまないかもしれませんが、この規制基準と比較するといずれも適合しているという形です。当然、これも低騒音型の建設機械を用いて、あるいはブレーカー等もジャイアントブレーカーなど非常に騒音レベルの大きいものは使用をなるべく控えるという前提のものと予測結果です。

1ページめくっていただいて、362ページが一番下の表になりますが、工事用車両の騒音レベルの評価結果です。田島八丁目交差点停留所については現況で超えているわけですから、工事用車両の増加分は1デシベル未満ということで非常に軽微ですが、それでも当然環境基準は超えます。櫃沼子供広場については交通量は少ないですが、増加分というのが2デシベルとか3デシベルとか、若干多くなっています。この評価結果につきましては、環境基準の

昼間の時間帯と合わせて6時から22時の時間帯で予測評価をしているところです。

次に、364ページが施設の稼働に伴う騒音レベルということです。施設の稼働については、ごらんのとおり全く問題のないレベルです。

それから、365ページが低周波空気振動の影響ということになってございます。一般的に100ヘルツ未満のものを低周波と呼んでおります。基準というか、一定のレベルを超えた場合は心理的、生理的な影響が生じると言われます。20ヘルツ以下のものは超低周波音と呼んでおりますが、これは家具のがたつきとか物的な障害の原因にもなるというものです。ここでも1から20ヘルツの超低周波と1から80ヘルツで予測評価しております。調査方法としては、現在稼働しております市のごみ焼却施設、東部環境センターで低周波音の原因となる誘引送風機と低圧蒸留腹水器の騒音を実際にはかって、同様の施設をこの新クリーンセンターに導入するという想定で予測評価しております。指標値90デシベルとなっておりますが、これは低周波音については環境基準がございませんが、環境省等の報告書の中に出ている評価指標値といえますか、指針値でございます。音圧レベルにつきましては、いずれも評価指標値を下回っております。関係車両の騒音レベルもございますが、これは工事車両よりも若干低くなっているというところです。

次に、振動についてですが、振動は騒音と同じ箇所でも調査、予測をしております。一般的に言って、振動が騒音よりも問題になることは少ないです。実際、昨年度、市民の苦情を見てみても、騒音が170件ありましたが、振動については30件余りでした。また、振動については環境基準の設定がありませんので、ここでは要請限度とか規制基準との比較等を行っております。実際は、ジャイアントブレーカーとかを使うと近隣の住宅から苦情がくるということはあるのですが、そういう状況でも基準を超えるというケースは非常に少ない状況です。

そこで、この予測評価結果を見ますと、現地調査の段階でも騒音は指標値をすべてクリアしておりますし、予測結果もすべてクリアしているということで、ここでは詳しい説明は省略させていただきます。

401ページが悪臭の調査地点になります。敷地境界4地点と一般環境4地点、合わせて8地点で悪臭防止法の特定悪臭物質23物質、それから市の条例の悪臭規制である臭気指数の測定を実施しております。評価項目と評価要因としましては、最終処分場の閉鎖工事に伴う悪臭の漏えい、それから排ガスの排出に伴う悪臭、そして施設からの悪臭ですが、施設というのはピット部分とか、そういうところです。処分場の閉鎖処理と施設からの漏えいというの



は、これはにおいを出さないというのが前提になりますので、いわゆる定性的な評価となっております。排ガスについては、定量的な予測をしておりますので、ここでは排ガスについてだけご説明いたします。

424ページをごらんください。

表10.4.3-3、排出ガスに伴う臭気指数の評価結果というのが載っております。特定悪臭物質については、高温で燃焼させることから、すべて分解されるという評価になっております。臭気指数については煙突の排出ガスの臭気指数を30と仮定して、そして臭気排出強度を算出して拡散計算をした結果です。臭気指数については10未満という評価指標値、これは市の条例の基準値ですが、それを満足するという形になっております。

そして、次が水質に移りますが、431ページをごらんください。

430ページと一緒にごらんいただくと、より広域的な感じがわかると思います。調査地点となっております。431ページを見ていただきますと、排水につきましては現在のし尿処理施設の地下の排水路を通して、鴻沼川に落ちていって、すぐに鴨川に合流するということになっております。ここにつきましても、委員会の中で審議をいただいておりますので、調査結果についても簡単にご紹介します。

次のページの432ページが地下水の調査となりますが、河川と地下水両方やっております。ただ、これは事業地内の地下水の水質を測っておりますので、環境影響評価というよりも現状で閉鎖すべきところがどういう状況か、ほかの事業地内はどうかというような調査となっております。

なお、地下水についてはちょっと省略させていただいて、434ページをごらんください。

434ページ、下の表が鴨川さくら草橋、さっき見ていただいた鴨川の合流地点の調査地点です。これは環境対策課が行っている調査ですが、いわゆる文献調査として行っております。下から4段目になりますが、生物化学的酸素要求量、これが年間平均で5.3、それから2つ下へいきまして浮遊物質SSが21ということになっております。生物化学的酸素要求量については、鴨川はC類型ですので、環境基準が5ということになっておりますので、ややその環境基準を超過しているという状況です。

それから、現地調査として440ページをごらんをいただきたいと思います。

440ページには、鴨川の流量の調査結果が出ております。さくら草橋については、平均値で5.8立方メートル毎秒となっております。春夏秋冬で調査をしております。この調査結果を見ると、感潮域にあることもわかるという結果になっております。

それで、459ページをお願いいたします。

459ページ、排水処理一覧というのが示されています。表10.5.2-2です。今回の事業では供用開始後の排水については下水道放流になりますが、工事中の排水については鴻沼川を経て鴨川に排水されるという計画です。どういう水が排水されるかといいますと、左のほうから第1段階とあります既存処理施設内の貯留水処理、これは旧し尿処理施設の槽内にたまった水の処理です。除染水処理というのが旧し尿処理施設の汚泥焼却炉にたまっているダイオキシンの処理です。第2段階として、解体撤去工事中の濁水処理、これは主に雨水の処理になります。それから、適正閉鎖工事時の濁水処理、これも処分場にたまった水ということではなくて、雨水の処理ということになります。第3段階として、その処理を継続するとともに、建設工事時の濁水処理を行います。

処理方法ですが、次のページ、460ページでございます。

処理フローで、ここはプラントAとなっておりますが、点線部分を除いたものがプラントAです。点線部分を含めると、プラントCになります。ダイオキシン類の排水のおそれのないものについては、pH調整した後、凝集沈殿で、土砂を除去して放流します。ダイオキシン類の排出のおそれのあるものについては、それに加えて砂ろ過と活性炭吸着を行った後に排出するという計画です。プラントBの処理フローもプラントCと同様です。排水量につきましては、最大でせいぜい100立米程度となっております。

ここで、委員会でもご審議いただきましたが、479ページからが評価になっておりますが、479ページの中ほどの表の整合を図るべき基準、目標等ということで、自主規制値というのがあります。生物化学的酸素要求量については60ミリグラム、SSについては60グラム、先ほど鴨川さくら草橋の水質を見ていただきましたが、BODで5.3、SSで21ということで、排水のほうはかなり高い数値になっております。ですが、この準備書では、いわゆる数値的な評価はしておりませんので、適正な水処理を行うということで、あくまで定性的な予測評価となっております。地下水のほうはちょっと省略しまして、水象については結果のみをご紹介します。511ページをごらんください。

511ページには、地下水水位の変化量についてですが、これは工事中的のものです。初めに申し上げましたが、埋立地の閉鎖処理というのは、第2粘土層まで鉛直遮水壁を打ち込んで封じ込めるという作業です。11メートルないし15メートルの遮水壁を打ち込み、それから、ごみピットを建設する際に、山留工を行う。その結果、地下水にかような水位変化が生じるというものです。

同じく、518ページに地下水の変化図が出ています。518ページにつきましては、これが供用開始後のものです。ごみピットの存在、それから地下調整池の存在、これによって地下水が変動すると。いずれにつきましても軽微ですので、これは地盤沈下が発生するほどのことではないという評価になっております。

次に、……。

渡辺委員 すみません、プラスは何でしたっけ、水位のプラスというのはどういう意味でしたっけ。

武井課長補佐 これは、地下水位の変動です。

渡辺委員 変動が、上がるのですか。

武井課長補佐 そうですね、プラスは上がる。

渡辺委員 上がるわけですね。周りを囲むので。

武井課長補佐 周りを囲むので、地下水が流れなくなって、その分、上手が上がると。

渡辺委員 そうということですね、わかりました。

武井課長補佐 引き続きまして、いろいろ飛んで大変申しわけないですが、526ページをごらんください。

これは土壌の予測になります。土壌については、旧処分場の閉鎖工事に伴う有害物質の飛散、それから排出ガスに伴うダイオキシン類の排出という形で評価しております。処分場の閉鎖工事につきましては、有害物質は飛散させないというのが前提になりますので、ここでは排出ガスの予測評価についてご紹介します。526ページの図が調査予測地点になります。9地点で土壌中のダイオキシンの調査をしております。予測結果をごらんいただきます。541ページをごらんください。

541ページ、施設稼働30年ということで土壌への影響が示されております。予測地点の上から2番目、美馬未側となっておりますが、これは南側の間違いです、申しわけありません。バックグラウンド濃度、右から2番目になりますが、事業地内というのは比較的ダイオキシンが高いですね、廃棄物処理場ということで、いろいろ影響があったということだと思えます。30年間の、540ページから541ページが算定の根拠ですが、30年間の沈着量として将来濃度等が示されております。土壌については、ダイオキシン類の環境基準が1,000ピコグラムとなっております。それから、調査指針値がありまして、それが250ピコグラムなんですか、いずれについても満足しているという形です。

次に、地象についてはですね、これは結果だけご紹介いたします。554ページをごらんく

ださい。

554ページは盛土、切土、掘削範囲という形で図面に示されています。およそ全体を盛土するような計画になっています。45,000平方メートルを盛土いたします。当然、基準や指針に従って工事を行いますので、地盤の安定性については当然確保されるというような評価結果になっております。それから、失われる重要な地形、地質はございません。ということで、これは終わらせていただいて、この後が動物、植物、生態系となりますが、この準備書では動植物、生態系というのはかなり詳細な調査を行っており、貴重種もたくさん確認されております。ただ、事業区域が、既にもうグラウンドや旧し尿処理施設等で使用されているところで、人工的にもう改変されているところだということ、それから周囲に秋ヶ瀬公園やさくら草公園などの比較的自然的豊かな場所があるということで、改変される部分についてはそれほど面積ではないということで、影響は少ないだろうというのは当然想定できることです。それなので、全体の説明はここは省略させていただいて、最後にオオタカの営巣が確認されていることと、事業地内でゴマギ、アマナ、ミゾコウジュ、植物ですが、貴重種が確認されておりますので、それについてだけ最後に説明をつけ加えさせていただきたいと考えております。

次は景観になりまして、680ページをお願いします。

680ページを見ていただきますと、これは景観の調査地点、それから景観軸を示したものです。結果だけごらんいただきますが、686ページから688ページが景観のフォトモンタージュの予測結果となっております。貴重な景観といいますか、妨害を受けるということは余りございませんので、さほど問題となるものではないと考えられます。環境保全措置としては、自然環境に配慮した色彩とする等、ということです。

あとは、690ページをごらんいただきまして、環境保全措置が書いてあります。その中で、690ページの一番上の環境保全措置の下のほうに、ビオトープを創出し、自然環境との連続性を形成するというのがあるのですが、これについては委員会でご指摘を受けたものです。

次が自然とのふれあいの場ということで、692ページは自然とのふれあいの場、事業地周辺のものを図示したものです。ここでは、直近の秋ヶ瀬公園とさくら草公園に着目して、調査方法としては聞き取り調査、アンケート調査を実施しております。予測評価としては、大気の影響や騒音の影響との重ね合わせという形になります。大気等については距離が離れていますので、基本的には影響がないという予測になります。ただ、工事や関係車両については、当然現況で交通量が多いということで、配慮が必要というような予測結果にな

っております。詳細については省略いたします。

次は、日照についてですが、727ページをごらんください。

727ページには、時間別日影図が示されております。煙突が59メートル、建屋の最高が37メートルですので、日影は住宅地にかかり、最大240メートル、煙突の日影が住宅にかかります。しかし、合計するとその時間は1時間未満ですので、影響は少ないという評価になります。

1枚めくっていただいて、728ページが等時間日影図になります。これは建築基準法の基準がございますので、その基準との比較になります。建築基準法の基準に適合しているという形です。

その次にいきまして、次は電波障害になります。739ページをごらんください。

739ページが電波障害の予測範囲となっております。現地調査は、この地域で受信されているすべてのチャンネルについて調査しております。ただ、アナログの調査もやっているのですが、アナログについては来年の7月に終了してしまいますので、予測としてはデジタルと衛星放送についてしております。この予測結果を見ますと、凡例が間違っておりますが、図の中を見ていただくと、東京局MXTVのデジタルの遮へい障害要確認範囲が黄色い点々の部分ですが、これが浦和ゴルフ倶楽部のクラブハウスにかかっているもので、ここでは電波障害が生じる可能性があるという指摘をしています。

次に、1ページめくっていただいて、740ページは衛星放送ですが、衛星放送というのはほとんど電波障害というのは想定されないものです。評価結果が741ページからとなっております。事業廃止になってしまいましたが、さいたま新都心の186メートルのビル、この際はちょうど建設がスカイツリーの開業と同時期ということで、いろいろご審議をいただいたところです。今回は、この予測時期が2015年となっております。スカイツリーは2012年の春開業予定ですから、そうしますとスカイツリーが建った後、この施設が建設されるということになります。

そこで、741ページの環境保全措置の下のほうの部分ですが、東京スカイツリー供用後の電波障害については、電波の送信条件が明らかになった段階で、再度検討を行い、障害が出た場合は対策を実施すると、こういう環境保全措置となっております。

そのほか、工事の進捗に応じて対策を講じるということで、事業者の実行可能な範囲でできる限り低減されるというふうになっております。

次が廃棄物になりますが、廃棄物については排出量の予測として、建設リサイクル推進計

画の2008の再資源化率の目標、それをクリアするという形の予測になっております。若干、書き直しが必要なところもあるのですが、そういう形ですのでここでは省略いたします。

それから、残土については搬出は一切いたしません。それとともに、屋上に降った雨は再利用するという計画です。

次に、温室効果ガスについては、排出量だけご説明いたします。760ページをごらんください。

温室効果ガスについては、ごみの焼却に伴うもの、これは当然プラスチック類などです。それから、施設の稼働による灯油等の使用、それで合計が年間63,780トン排出となります。発電量、この施設は高効率発電を行いますので、発電部分が26,220トンということで、差し引き37,560トンの二酸化炭素が排出されるということになっております。この施設では発電だけではなくて、そのほかの省エネルギー対策を講じることにより、実行可能な範囲で環境への影響が低減されているという予測結果になっております。

次のコミュニティにつきましては、766ページをごらんください。

コミュニティ施設の分布の状況です。基本的に、コミュニティ施設に対する影響というのは、自然とのふれあいの場と同様に、他の影響評価項目との重ね合わせとなっております。自治会館とかですので、秋ヶ瀬公園やさくら草公園に比べれば、利用頻度というのは周辺の住民に限られます。また、今回は事業地内に新たに多目的広場や温浴施設といったコミュニティが創設されることとなります。

次が地域交通というところになりますが、ここはちょっと工事用車両に関する地域交通で数値上の錯誤がございましたので、資料を挟んでおります。申しわけございません。評価としては、バイパスとさいたま東村山線の交差点、それから新開入口交差点、櫃沼子供広場付近交差点についてやっております。何度も申し上げますが、さいたま東村山線は現状において交通量が多くなっておりますので、それに比べれば増える交通量については少ないと、交差点需要率等の予測も行われておりますが、増加部分については軽微というような形となっております。さいたま東村山線から事業地側に右折レーンを造ったり、あるいは必要に応じて効率的な車両運行を行うことにより、集中混雑を避けるとか、そういった環境保全措置を行うことによって、実行可能な範囲で環境への影響が低減するという予測になっております。

詳しい説明は飛ばしまして、次の安全についても構造的、維持管理的な安全対策を列挙しております。危険物の種類等を列挙しております。

評価の部分は、大体このようなところで、それから事後調査計画というのがこの先に付いております。工事中、それから供用開始後、本計画に基づいて事後調査を行うということになります。

長くなって申しわけありません、最後にオオタカとゴマギ、アマナ、ミゾコウジュの貴重種について簡単にご説明いたします。

お手元の資料、猛禽類調査結果というのがございますので、こちらを見ていただいて。猛禽類調査結果というのがお手元にあると思います。よろしいでしょうか。

国のマニュアルや、あるいは埼玉県で指針を出しておりますので、それに基づいて予測評価が行われています。18ページをごらんになっていただけますか。

飛翔が確認された猛禽類というのは、全部で8種類あるのですが、その中でオオタカだけが営巣が確認されております。調査期間としては、平成19年の3月から平成20年の8月まで行っています。

まず、18ページに出ているのは、平成19年の営巣です。ゴルフ場の中に、クロマツに営巣していて、幼鳥も確認いたしております。そういう状況です。

それから、1枚めくっていただいて、20ページになりますが、これは平成20年度の繁殖の状況です。秋ヶ瀬公園内になります。こういった状況です。

25ページを見ていただきますと、行動圏解析の結果が出ております。25ページのマスの図、赤い枠で囲まれたところが高度利用域です。事業地はどこにあるかというと、高度利用域の右側ですね、98%行動圏にかかっているところに事業地があります。ですから、評価としては騒音等については当然、営巣時期等の騒音等については特に注意する必要がありますが、高利用域は事業地にかかっていないということで、大きな影響はないものと考えられております。

オオタカについても、来年5月以降、事後調査を実施することになっておりますので、事後調査の結果を見て、さらに環境保全措置を検討する必要があるかどうか検証する必要があるということです。

次に、保全すべき植物種に係る環境保全計画というのがあると思いますので、そちらをごらんになってください。さいたま市新クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価、保全すべき植物種に係る環境保全措置計画というのがあると思います。

1ページめくっていただいて、2ページと3ページをごらんください。

確認された貴重種は、ミゾコウジュ、ゴマギ、アマナ、確認された地点は右の図のとおり

です。事業地において、この3種が確認されています。

ただ、これらは秋ヶ瀬公園内やさくら草公園内でも広く確認されておりますので、一応この準備書では代償措置、移植を実施するという計画になっております。それについてですが、4ページをごらんいただきますと、残念なことに22年6月の調査の結果なんですが、これは事務局でも確認いたしました。もうミゾコウジュについては全く確認できませんでした。ゴマギについても、枝が摘まれてしまっていて、ちょっと確認できない状況でした。アマナについては、夏場は休眠期間ということで確認できなかったのか、それとも定期的な草刈りを行っているようなので、それで切られてしまったのか、ちょっとこれはわかりませんが、こういう状況です。それですので、5ページに環境保全措置の実施方法とありますが、この工事の前の事後調査において確認された場合は、こういった環境保全措置をとるということで複数の案が示されております。この中の適切なものを選んで、移植を行うという計画になっています。

すみません、大変長くなって申しわけありません。説明は以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

ただいま資料2と、それから環境影響評価準備書、それからオオタカの営巣に係る猛禽類調査結果、それから保全すべき植物種に係る環境保全措置計画、これについて説明をいただきました。今日、この後、委員会の報告をいただき、審議をいただくわけですが、少しこの後も時間がかかる可能性がございますので、ここでちょっと10分ほど休憩を入れて、次の説明に移りたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

午後3時22分 休憩

午後3時31分 再開

坂本会長 それでは、また再開をさせていただきたいとします。

先ほど申し上げましたように、今、事業概要、準備書説明、それから猛禽類の調査、それから植物についてという形でご報告をいただいたわけでございます。

続きまして、委員会報告ということで、そちらに移りたいと思っておりますけれども、委員会につきましては資料で配付させていただいておりますけれども、名簿のとおり勝野先生、川上先生、河村先生、小松先生、千葉先生、渡辺先生の6人の方をお願いをして審議をいただいたわけでございます。

委員長の勝野先生がご所用で、今日おいでになれないということでございますので、かわりに大変恐縮ですが、渡辺先生のほうから報告をいただければと思います。よろしく願い



いたします。

渡辺委員 それでは、勝野先生にかわりまして、私が代理で委員会の意見をお伝えしたいと思います。

私、何しろにわか委員長代理でございまして、委員会のときはですね、これまでに第3回、第4回と、2回私出ていますが、その前に見学会もありまして、それを入れるとなるとこの関係では3回、こちらの活動に参加させていただいていますが、気楽な一委員という立場でいましたので、余り全体を見通した意見というよりも、私のかなり個人的な感想やら、個人的希望を含めた意見になるかと思いますが、資料4につきましてお話しさせていただきます。

こちらの資料、事務局のほうで用意していただいたものでございまして、先ほど武井補佐からかなり丁寧にですね、全体のご説明がございました。その中には、委員会の意見も反映しながらお話しをいただいたので、こちらの私がこれからお話しする内容とかなり重複した部分があるかと思えます。その点で、私のかなり個人的な意見を含めながらお話しをさせてもらえればと思えます。

では、準備書の13ページ、これ(資料4)でいうと1項目のところですが、数値目標の達成というふうなことで、13ページを開いてもらいますと、その下のほうに数値目標ということで枠に囲ってあるのですが、こちらが現在の状況はこれじゃわからないじゃないかと、パーセントとかですね、22年度よりも60グラム以上減らすとあるが今はどのくらいあるんだと、それがわからないと全体的には評価しにくいので、ここの表現に現在の排出量であるとか、現在の再生利用量、最終処分量といったものを具体的に数値を入れながら、これをこのぐらい下げますというふうにしたほうがよろしいということでございます。

次に、大項目の2の(1)1の大気質。大気質は、かなりこの中でもタイムを割いて説明がされておりますが、233ページから317ページ。先ほど、武井補佐からの話もありましたが、一番悩ましいのは244ページにあります。沿線環境の大気質でSt.9、田島八丁目の交差点で、これはこの調査のために測った数値なんです。環境基準をこのままだと、推計からすると超えてしまうというふうな数値がありまして、この数値をめぐってどうしたらいいんだろうかという意見がございました。

環境原理主義的な立場に立つと、もう現在超えているのだから、これ以上何もやっちゃいけないということにも場合によってはなるわけですが、かといえ、そんなにすごい上昇ではないし、全体の環境を見ますと、かなり全体としては低いレベルだけれども、ここのところ

が局所的に高いというのがこれは問題だということなわけですね。

それで、今度の施設がここにできて大幅に、これを上乘せされてきちゃうと、これの2倍なり3倍なりの排出があるということであればともかく、全体としますと4%でしたが、先ほど武井補佐の話がありましたが、その程度を上積みされる可能性があるという程度ですから、少々のことではやむを得ないだろうというふうなことだと思えます。

私の個人的な考えからいいますと、私もこの道路はよく利用したことがございまして、それはこの18ページの写真を見てもらうとよくわかるのですが、ほかのところでもいろいろありますけれども、このさいたま東村山線で大宮バイパスが右手のほうに上下に太い幹線として入って入って、その前に交差点が1つあると。これ私よく利用するのですが、大宮バイパスに出る右折レーンがはみ出しちゃってですね、周辺までふさいじゃうんですね、ですからそれで渋滞がひどくなっちゃう。右折レーンを長くするにしても、余りスペースがないというので、特に朝このさいたま東村山線をずっとたどっていくと、県庁の中心部、県庁のあたり一帯であるわけですが、これはやっぱりどうしても渋滞しやすい構造になっている。これをやはり何とか解消することのほうをいくらか考えたらどうだろうと。

例えば、私これ素人考えなのですが、右折レーンとメインに直進道路があって、車両がこの右折レーンから曲がる信号がありますね、矢印が出る、あれのスパンを変えるなり、何かして、もうちょっとこれ何か改善する余地があるんじゃないかなという気がしています。ですから、その辺も今後、さいたま市としましても、こういう状況があるということで、これは単にこの施設を造る造らないにかかわらず、この道路沿線という限られた空間ですが、悪い環境があるわけで、これを改善するように簡単に信号のスパンを変えるとこういうぐらいなことなり、何らかのことでやれるなら、それをしていただきたいというのが私の希望です。

それで結局、全体の上積みとしては数パーセントというオーダーですから、これをもってこの施設の工事がどうだとか、施設の稼働がどうだとかいうのは不適切じゃないのかなというふうに思っております。

この資料4には、累々いろいろなことが書いてございますが、大体私の、その趣旨はここで書いてあるようなこととございます。その辺は、今後、今までなかなか沿線できちんとはかっていないから、こういう状況が顕在化しなかったということがあるわけですが、今回たまたまこういうことがはっきりわかったわけですから、それを改善するというので、その地域の住民の方々にご理解をいただくのが一番よろしいのかなというふうに思います。

次に、2ページに入りますが、(2)の騒音の話がございます。

これも単に調査指標が6時から22時と、非常に幅広くとって、その間の等価騒音レベルになっているけれども、委員会で私どもが議論した中ではですね、実際にこの工事なり、この施設に伴う工事なり、稼働するのは8時半から17時の間で、その前後はこの関係車両は動かない、あるいは工事なりはやらないわけだから、その部分に限って見たらよろしいでしょうというようなことでございます。

3番目の水質の話ですが、これも確かに一番具体的なのは、先ほど武井さんからお話いただいたところですが、434ページのところのBODの値が、これが平均して5.3ということで、環境基準をわずかですが、超えてしまっている、溶存酸素量もちょっと超えちゃっているというふうなことで、これやはり問題といえば問題なんです、ただこれも先ほどの大気の話と同じですが、いわゆる量の問題でして、そんなにたくさん絶対量としてですね、たくさんあるわけじゃなくて、それも工事のときに槽にたまっているものを排出するということに、こういう濃度が出てしまうというふうなことです、これも何か工夫をしながらやれば、やれることじゃないのかなと。工場がずっと通年稼働して、そこから出る排水が汚染されているという状況だと、これはもうかなり問題になりますが、この場合はですね、今ある貯水槽にたまっているものを排出するときの汚染ですから、これは濃度自身は高いけれども、うまく工夫しながら流せば、それほど環境に負荷を与えるものじゃなからうというふうなことで、この辺は運用をうまくやって、この影響をなるべく少なくしてもらいたいというのが委員会としての意見でございました。

4番目に、次のページで、動物のお話が出てきますが、先ほどこれも武井さんがお話ししたのですが、オオタカがこの地域を1つの生活圏にしているというふうなことです。それで、先ほどの別添資料にございましたが、猛禽類の調査、影響評価という小冊子がありますが、これの先ほど武井さんがお話しした内容のところになります、18ページあたりですね、18、19のところ実際に営巣の写真が撮られていて、私なんか素人ですから、よく撮ったなと思うんですね。自然観察って大変ですから、こういう写真をちょうどこういういい具合に撮るといのは、かなり小まめに継続的に見てないと見れないと思いますが、よく撮られた写真だと思います。

その巣が19ページに出ていまして、かなりこの施設の近くにあるというふうなことです。あと、こちらの準備書のほうにも行動範囲が出ていますが、かなりこの上空を舞っているというふうなことがあります。

ですから、これはやっぱり気をつけなきゃいけないわけですが、ここでえさを取っ

ているわけではないわけですから、ちょうど先ほど武井さんも言いましたが、営巣をして卵を抱えるなり、幼鳥を抱えているときに、なるべく音を出さないとか、何かこの巣を見つけながら、巣の様子を見ながら工事をやっていただくというような心配りをいただければ、この問題はクリアできるのではないかなと思います。

それで、あと5番目の景観の問題ですが、ビオトープの話がありまして、これは単に景観というよりも、その次の項目の自然とのふれあいの場のほうに入れるべき問題ですよという話ですが、あと本来の景観ということになりますと、ここではあまり触れていないですが、多分一番景観で問題になるのはゴルフ場からの問題だと思うんですね。

ただ、ゴルフ場から見ると、ちょうどこの土手が2つあるんだったかな、荒川の本流と、もう一つのこっちの鴨川だったか、土手が2つあってですね、余り見通しがきかないんですね。橋の上から見通したときには、もうかなり離れていますから、あまり景観を大きく損なうというふうなことはないと思います。

これは、私余談なんですけど、それよりも騒音の問題とか、秋ヶ瀬公園に行って嫌になっちゃうのは、車が入ってきて大音響で、音楽聞いている人がいるんですね。静かにこちらはいたいの、この話とは別ですけども、公園でああいう大音響を立てながらやっているというのがあちこちにいるから、どこへ行ったってその音が入ってくるんですね。さらに悪いのは、最近どうか知らないですけども、上空にエンジン付きの飛行機が飛んでいるんですね。もう地上と上空でやっているから、私、子供が小さいころは何度か行ったけれども、本当にあそこへ行くと心休まらない、何という公園なんだと、これはやっぱり日本特有の何というんでしょうかね、ここで問題にする騒音だとか何かという問題よりも、あのほうが何ぼか問題になるんじゃないかと思うんですね。ちょっと脱線しましたが。

その他、委員会では2回の中で随分いろいろなことを言いました。その他の事項の中で、ちょっと私申し上げたいのは、今後一番問題になるのは、やはりその写真の18ページでも、あるいはどこか交通のところ、いわゆるさいたま東村山線から施設のほうに入ってくる道路の構造ですね。239ページがわかりやすいかな、この本線からこちらのほうへ入ってくる場所は非常に鋭角なんです。これ私、委員会のときにも何回も言いましたけれども、こちらに特別書いていただかなかったんだけれども、これはこの準備書の内容からちょっと逸脱しているので、書けなかったのかもしれませんが、非常に鋭角なんです。これは、施設から本線に出る左折の車両があると、レーン自身が3.5メートルぐらいしかなくて、そんなにあれですから、対向車線まで出ちゃうわけですね、へたすると、鋭角ですから。そうすると、

対向車線まで入ってからじゃなきゃ出られないという状況になったりして、これは非常に私はこの道路の問題をきちんと解決すべきじゃないかなと。そうしないと、出たり入ったりするのが非常に不便になる。

ただ、幸いなことに、これは写真の18ページを見てもらうとちょっとわかるんですが、本線から入ってくるところが非常にゆがんだ三角形になっているんですけども、空間があるんですね。239ページでは、そのところが子供広場となっていますが、これはだから、この子供広場は私今現地調査で2、3回行っただけだし、あと何度か車で通っても、あそこに子供がいっぱい遊んでいたなんていう記憶がないんです。

というのは、両方の道路から、この道路に挟まれたわずかな空間で、かなり低くなっているんですよ。ですから、あんなところにいて車が飛び込んできたら、逆に事故になるので、私はこの子供広場を何かうまく利用しながら、もうちょっと本線に出るのを楽にするようなことを考えるのが私はいいのかなというふうに思います。

もし、今日いくらかその辺でご意見伺えれば伺いたいなと思うんですけども、こんな鋭角な構造では、入るときもこれかなり大回りしないと入れないですよ。川のほうから来て入る分には入りやすいですけども、どちらかという川の方から来る車というのはあまりないわけですよ、普通のごみ収集車だと全部市内から来るわけですから、大宮バイパスのほうから入ってきて、また大宮バイパスのほうに出るわけですから、この鋭角の道路というのは非常に大きな問題になる。

ですから、なるべく早目に、工事に入る前にやれるものならやるし、早目にやればやるだけうまくスムーズに動くようになると思うんです。こういうものをきちんとすることによって、車がスムーズに走って、NO<sub>x</sub>なりSPMの排出も少なくなったり、いろいろな意味で環境も改善されるということになると思うので、ぜひその辺もその他の項目に入れてでも検討していただければというふうに思います。

かなり抜けているかもしれませんが、かなり私の主観が多いので、今日このクリーンセンターの委員では、川上先生と千葉先生がご出席なので、足りない分があれば補っていただければと思います。以上でございます。

坂本会長 どうもありがとうございました。

ただいま資料4に基づいて、また渡辺委員の現場、それからさまざまな関連から、少し社会事象まで含めてご意見をおっしゃっていただいたというふうに思います。

質問をお受けする前に、もしこの委員会のメンバーとして今日おいでの川上委員と、それ

から千葉委員、何か補足等ございますでしょうか。

千葉委員、いかがでしょうか。

千葉委員 とても要点を簡潔にまとめていただいたと思います。特に追加はございません。

坂本会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、ただいまの委員会意見につきまして、ほかの皆様方からご質問、ご意見等ございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでございましょう。

どうぞ、安岡委員、お願いします。

安岡委員 騒音のところで、渡辺委員のほうからご説明のありました時間帯の取り方についてちょっとお尋ねしたいんですけども、 $L_{Aeq}$ 時間エネルギー平均を評価指標としているわけですが、工事が8時半から17時までで、一方、評価の時間帯は6時から22時までということで、トータルとして長い時間で、短い時間で発生したエネルギーを割ってしまうと、結果的にレベルが低くなるというご指摘なんですね。

ちょっとこの準備書の中で、フォローがうまくできなかったんで、そのように本当になっているのかどうかというのは、委員会ではご検討いただいたのですか。

渡辺委員 余り細かく覚えていないんですよ、私何しろ騒音のことはよくわからんものですから、その辺は武井さん、どうでしょう。

武井課長補佐 それではこちらから。おっしゃるとおりで、昼間の時間帯の $L_{Aeq}$ で平均してしまうと、ピーク時よりも当然低くなりますので、そのために委員会の意見としては、まず等価騒音レベルを8時半から5時までの時間の平均値で出すのと、それから時間ごとの $L_{Aeq}$ を出すということになっております。ですから、それぞれの時間でも $L_{Aeq}$ を出しますので、ピーク時間帯もわかってくるという形です。そうですね、1、2デシベルぐらいは増えます。計算結果についても、実は委員会の中でもお示ししたのですが、やはり1デシベルないし2デシベルぐらいは予測よりも高くなるというふうに考えます。

安岡委員 それでも問題はなかったということですか。

武井課長補佐 そうですね、問題といたしますか、環境保全措置を追加で行うことによって、現況で東村山線については騒音レベルは環境基準を超えていますが、増加量としてはそれでも軽微になるという感じで結果としては出ております。

安岡委員 はい、わかりました。

坂本会長 ありがとうございます。

特に、今の場合には計算の仕方が異なることによって、低い数値のまま評価してしまう

おそれがあるから、そういった点はやっぱりきちんと書いてやるべきだということで、これは非常に重要なご指摘をいただいていると思います。どうもありがとうございました。

どうぞ、そのほかご意見ございましたら、お願いいたします。

武井課長補佐 会長、よろしければ、先ほど渡辺先生からご指摘をいただいた交差点の改造について、事業課からご説明させていただければと。

坂本会長 そうですね、はい、どうぞお願いします。

事業者 それでは、新クリーンセンター建設準備室の堀内です。

交差点の改良につきましては、恐れ入りますけれども、準備書の792ページをお開きいただければと存じます。

792ページの下図、図10.19.1-4(3)でございますけれども、こちらがご指摘をいただいた交差点で鋭角になっているというところでございます。この交差点につきましては、平成24年3月までにB方面、先ほどもありました、さいたま東村山線から右折をするところにつきましては、右折レーンを設けることにしております。また、C断面に入っていくところにつきましては、両側に歩道を設置するとともに、先ほどありました櫃沼子供広場というところはちょっとレベルが低くなっておりまして、道路敷の中に法面があるというところで、その法面に擁壁を立てまして（道路を拡幅し）、角度を緩和していくような考え方で可能な限り直線、直角に向けて交差点をすりつけていくような工事をあわせて施行する予定にしております。

以上です。

坂本会長 ありがとうございました。

今のお話は、車の台数で1台当たりの排出量ではなくて、そこに滞留する時間が長くなるということによって濃度が上がる可能性があるので、渡辺委員がそういうことをおっしゃったということでございます。今のような形でやっていただければ、そういう懸念が減るということで、非常に結構なことだと思います。ありがとうございました。

どうぞ、そのほかご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか、どうぞ。

町田副会長 ほかに出てこないから、ちょっと私が申し上げます。

動物につきまして、オオタカのことを随分しっかりお調べいただきましてありがとうございます。

これについてちょっとお尋ねしたいんですけれども、19年度の巣というものはその後どう

なんですかね、これパシフィックさんわかっていらっしゃいますか、どうなんですかね。

武井課長補佐 20年度は使われてないです。

町田副会長 もうそれっきりですか。ああ、そうですか。

それで、先ほどお話がございましたように、工事のときには多少のご配慮いただけるお話でございましたけれども、それはありがたいことでございますが、私の感触ではあまりご心配なさらなくてもよろしいんじゃないかと、こう思います。

実はですね、関東地方でオオタカがこの5年ぐらいでほぼ倍増しているんですよ。大繁殖しております、この猛禽類というのはそんなに一生懸命保護する必要はないんじゃないかということで、野鳥の会の中でも大分議論、もめているところなんですよ。

例えば、本庄早稲田のところでございますと、駅のすぐそばに巣をつくりまして、すぐ裏側ですね、何川でしたかね、あそこの川のカワセミを食べてしまっているというようなことで、野鳥の会の中でももめているところでございますし、霞ヶ浦のあたりでもかなりオオタカがふえてしまってますね、飼っているハトとか、その辺がみんなやられてしまうんですね。そういう問題がありまして、最近ちょっとふえ過ぎているという印象がございますので、この場所を見ますとゴルフ場とか秋ヶ瀬公園の中でございますから、巣は、あまりご心配いただかなくても、結構強い鳥だと、そう思っておりますので、そんな感じでございます。

渡辺委員 本庄のほうでいいますと、何か意外とオオタカというのは鈍感で、市街地の近くでも、音がしていても平気であるような、何か木じゃなくて鉄塔に巣つくったなんていう話もあるぐらいで。

町田副会長 そうそう。

坂本会長 ありがとうございます。

いわゆる生態系のバランスが適切でないと、あまりにも保護し過ぎるとふえてしまう可能性もあります。現実にも今、そういった工事をするることによって、すぐそばという形でもないということと、今の現状ということを考えれば、ここにそれほどいろいろな形でエネルギーをかけてやるよりは、もっとさっきの交通だとか、そういったところのほうがより重要でウエートが高いのではないかということかと思えます。ありがとうございました。

それでは、委員会意見以外のところですね、準備書のほうもごらんいただきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ、安岡委員、お願いします。

安岡委員 直接的な評価項目ではないのですが、760ページの温室効果ガスの関連について



ちょっとお尋ねしたいと思います。

排熱を利用して発電をするということですが、この発電機のタービンの蒸気を水に戻す熱源はどのようになっているのでしょうか。大気放出、要するにクーリングタワーでやるのか、あるいは川の水に流すのか。

事業者 基本的には、排熱は大気なんですけれども、蓄熱とかで可能な限りですね、蒸気は使えるような形にしますけれども、大気で復水をかける計画でございます。

安岡委員 わかりました。

あと1つ。結局、この非常に実証的に考えたときに、この地域がある一定の熱源を使って熱を基本的に大気に出すと。もちろん、発電した分があるのか、あるいは中で使われるのだと思うのですが、そうしたときに総排熱量といったようなものはどの程度になるのでしょうか。もしわかれば、後でも結構ですから、直接的な項目ではありませんので。

地球温暖化というのは、人工熱は太陽からくるエネルギーの1万分の1というのが通説ですから、基本的に大気の温室効果ガスによって温暖化が生じているという図式なんですね。ですけど、局所的に見ると、そこに熱として出されるものが狭い範囲の気象には影響するということが、いろいろ問題になっておりますから、そういう意味で参考までに、もし資料をお出しただけるとありがたいということです。

事業者 後日、熱収支等の資料を、事務局を通してお出しできるようにいたします。

安岡委員 問題なければ出してください。

坂本会長 ありがとうございます。

前半のほうは、温浴にもその余熱を使うということではありませんか、違いますか。何かそんな施設もつくるとか。

事業者 余熱利用という形で、温浴施設を中心としたものと、あと発電につきましても余剰部分については電力会社のほうに売電する予定でございますので、その私たちがつくった熱の供給範囲は一応広くとっているというような考え方で進めさせていただいております。

坂本会長 ありがとうございます。

どうぞ、そのほかございますでしょうか。

どうぞ、住広委員、お願いします。

住広委員 731ページの電波障害のことですけれども、特に問題になるようなことはありませんので、ちょっとコメントだけさせていただきたいと思います。

ここで、工事の工程からいくと、この建物と、それから東京スカイツリーですね。ところ

が、スカイツリーが稼働してから、多分工事へとりかかると思うんですよね。電波障害というのは、まだ大分先のことだと思うので、予測するというのは大変難しいですよね。特に、今ここでは遮へい障害ということについてかなりやられております。多分、これやっている方はもうご存じだと思うのですが、反射障害のほうが大きいと思うんですよ。これは建物の壁面がつるつとしていて、逆に反射ですね、そのほうが。反射ですから、電波の到来の方向ですね、逆にまた戻ってくるという、そのときに多分障害が起こる。

今までのアナログのときと比べて今のデジタルというのは、ご存じだと思うんですけども、デジタルのほうがすごいですよね、あるところで突然見えなくなってしまうという、そういうことがありますので、反射障害ということをちょっと気をつけていただきたいと思います。

それと、ちょっとお伺いしたいんですけども、この建物の周りにはかなり大きな木というのは植える予定はあるんですか。

事業者 高木は、そう多くは予定していませんけれども、植栽というか、緩衝帯をつくる計画で、高木をどこまで植えるかというのは、まだちょっと詰めていない状況でございます。

住広委員 背はそんなに高くはないですね、そうでもないですか。

事業者 いや、そんなに高くはないと。

住広委員 じゃ、大丈夫です。1つ報告があるんですけども、やっぱり木が高くなって、特に広葉樹が風にひらひら動いていると電波障害が起こるんですよそういう報告もされていますので、もしそういうことが起これば、建物でなくて樹木の葉っぱによる反射ということもあるんですよ。ですから、アナログの場合はそんなに問題にならないですけども、特にデジタルになってしまうと画面がぶつぶつぶつぶつ切れて、四角ばかり出てきて、画面が何かわからないと思うので、その辺ももし何かあれば、障害が出たときにそういうことも一因だということを頭の中に置いていただければと思います。

以上でございます。

事業者 ありがとうございます。

坂本会長 ありがとうございました。

これまでの電波障害と違って、デジタルになると非常にわずかな変化でもいろいろなことが起こってくる可能性があって、今先生おっしゃったように反射だとか、そういった形で従来とは違う広い範囲で、こういうことも原因になるのではないかというのを今のコメント等を参考にして、この後建物ができてきたときには、それを含めてお考えいただくというよう

なことで、コメントをいただきました。ありがとうございました。

どうぞ、そのほかご意見等ございましたら。

どうぞ、濱野委員、お願いします。

濱野委員 大変細かいんですけども、植物の取り扱いを見る面で、植物目録をつくられたのはよかったんですが、資料編の249ページから目録があるんですけども、その中で調査地区というのを1、2、3、4とされているのですが、これが準備書のほうを見ても、調査地点がほとんど特定できないものですから、どこに生育しているかがちょっとわからないので、もしこの1、2、3、4がどこなのか教えていただければと思います。

坂本会長 資料編の253ページですか。

濱野委員 わかりました。これは調査対象地域を区分したのではなくて、公園ですとか、空間別に記述したんですね、わかりました。了解しました。

坂本会長 ありがとうございました。

どうぞ、そのほかいかがでございましょうか。

はい、どうぞ、千葉委員、お願いします。

千葉委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、323ページの低周波空気振動、これは1から80ヘルツで測っていますけれども、こういう評価をするときは、この周波数範囲でやるんですか。何か低周波の範囲がちょっと狭いように思ったんですけども、通常はこの周波数で評価をするのですか。

武井課長補佐 そうですね、超低周波は20デシベル以下という形で。

千葉委員 超のつかない低周波は、1から80ヘルツ。

武井課長補佐 そうですね、100ぐらいまでやる場合もありますが、3分の1オクターブバンドで区切っていく。

千葉委員 100かなと思っていたんですけども。

武井課長補佐 100のほうが多いかもしれないですね。これではちょっと80なんです。

坂本会長 ありがとうございました。

どうぞ、そのほかご質問。

川上委員、お願いします。

川上委員 ここで話題にするのはあまり適当でないかもしれないですけども、資料3の公聴会における公述人意見のところがあるんですが、C氏の意見とD氏の意見というのが出ていますが、こういう公述人というのがどういう方の意見になっているのかということと、

それから、非常に強い意見も結構あるんですけども、こういうものに回答というのはされているのでしょうか、それはあるのでしょうか。

武井課長補佐 今回は、公聴会という形で、市長が直接意見を聞く場という形で開催させていただきました。公述人が2名いらっしゃいまして、実は公聴会というのは一方的に話を聞くだけの場という設定なんですけど、今回はそれだけではやはり市の事業ということですので、実際に事業課にも出席をお願いして意見交換という形で進めさせていただきました。公述人の方も十分にご理解を示してくださいました。そういう状況です。

川上委員 そうしますと、回答のほうも出していただくとありがたいですね。

例えば、安全なんていいますと、何か「爆発事故が起きており、安全性への不安が考えられる」ということだけが出てきますと、あまり適当じゃないような気がしますので。

武井課長補佐 そうですね。実は、回答についても、文書にしてお渡しして、非常によくご理解をいただいたところであるのですが、すみません、回答まではちょっとここには添付しておりません。

坂本会長 今、川上委員からのお話ありがとうございましたけれども、いろいろな場合に行政的なものでこういった公聴会もしくはパブリックコメントとか、そういうのをやった場合に意見に対してどういうふうに対応したかということ、それぞれのところで直接知らせなくても、例えばそれをホームページにアップするとか、そういったことによって市民の信頼をより得られる形になると思いますので、そういったものを今後も、今既にやっているようですが、それをより明確な形にしておやりになられたほうがいいのかというふうに思います。

私たちも、こういったところ、時々やや、何でこんな質問が出るんだろうかというようなときもあって、そういったときに行政の皆さんはどういうふうにお答えしているのかなというところも、我々も勉強になるところもございますので、またそういった機会には今後回答を、こんな形で答えたとか、もしくはそれはほかの科学的な考えからすれば、そういうことではないんだとか、そういった形のをメモとしてまとめたものを出していただくとありがたいと思いますので、ぜひ今後はそういった形をお願いをしたいと思います。

川上先生、よろしいでしょうか。

川上委員 はい。

坂本会長 どうぞ、そのほかいかがでございますしょう。

そのほか、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

坂本会長 そのほかのご意見等ございませんようでしたら、今日新たにお出しいただきました意見は、大体はコメントというような形で、今後やっていくときに、そういったことを注意をしていただきたいというところが大部分であったかなというふうに思います。

今日いただきました委員会の意見、それから少しつけ加えたほうがいいと思うものがあれば、事務局と相談をした上で最終的に私のほうで取りまとめをさせていただき、それを皆様方にごらんをいただいて出すという形にさせていただければと思いますが、そういったやり方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

坂本会長 ありがとうございます。

それでは、今申し上げましたような形で、最終的な判断は私のほうにご一任いただき、いづれにしましてもまとめたものは皆様方のお目にとまる方でごらんいただいて、その後答申をするという形にさせていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、今日用意いたしました議題は1、2、3までいきまして、あとその他ということでございますけれども、事務局のほうから何かございますでしょうか。

田中主任 それでは、事務局のほうから3点ほど。

まず、1つ目、ご報告という形で、昨年度、一昨年度ご審議いただきました（仮称）さいたま新都心第8 - 1 A街区整備事業につきましてですが、こちら昨年5月15日付で事業者に対して市長意見を述べたところですが、その後、経済状況の悪化等を受けまして事業計画が白紙撤回されました。そのために、アセスメントにつきましては本年の8月30日付で事業者のほうから事業廃止届が提出されました。これによりまして、この第8 - 1 A街区の整備事業につきましてはすべて手続は途中で終わりということになっております。これによりまして、現在手続中の案件は、本日ご審議いただきました、さいたま市新クリーンセンター整備事業、それからもう一つ、さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業の2案件となっております。

それから、先ほど坂本会長から最後にお話いただきました本日の議事録につきまして、さいたま市のホームページのほうに掲載、公開いたしますので、その前に委員の皆様にご電子メールでお送りいたしまして、内容をご確認いただきたいと思います。

それから、審議会答申の作成ですけれども、先ほど安岡委員のほうから温室効果ガスについて資料を追加で出してほしいというご意見ございましたので、これにつきまして早急に事

事務局のほうから委員の皆様方全員に追加で資料をお送りしたいと思います。そちらをごらんいただいた上で、さらに追加のご意見がございますかどうかお聞きいたしますので、そちらの追加のご意見を踏まえた上で、事務局のほうで答申の案を作成いたします。これにつきましても、また折り返し委員の皆様方にお送りしまして、ご意見を伺いたいと思っております。

それから、市長意見についてですけれども、お配りしております資料2、この事業の現状の資料になりますけれども、一昨年度からずっと手続を進めておりますけれども、資料の一番下のほうですね、本日の技術審議会11月5日に行いまして、市長意見を述べる期限が今月、11月の22日となっておりますので、その期限までにこちらで市長意見を作成いたしまして、事業者、都市計画決定権者のほうに市長意見を述べる予定でおります。この内容につきましても、後日、委員の皆様方にお知らせをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

坂本会長 ありがとうございます。

今後の手続を含めまして、今説明をいただきましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか、よろしゅうございましょうか、ありがとうございます。

それでは、これもちまして、今日皆様方にご審議いただく内容は終了ということでございます。ご協力ありがとうございました。

それでは、事務局のほうへお返しします。

大熊課長 ありがとうございます。

これで本日の予定はすべて終了いたしました。閉会に当たりまして、環境共生部長の高田よりごあいさつ申し上げます。

高田部長 委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、まことにありがとうございました。皆様からいただきました貴重なご意見により、新クリーンセンター整備事業は市民にとってよりよい事業となるものと考えております。市といたしましても、今後も環境への取り組みを一層推進してまいりますので、ご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

大熊課長 以上をもちまして、第14回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後4時23分 閉会